「指定給水装置工事事業者」の指定申請手続きについて

Ⅰ．必要書類

１．申請用紙

様式	名称等	✓
様式第１	指定給水装置工事事業者指定申請書	
様式第２	誓約書	
様式第３	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	
別表	機械器具調書　（以下の機械器具等を有すること）	
	・管切断用機械器具（金切りのこ等）	
	・加工用機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）	
	・接合用機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）	
	・水圧テストポンプ等	

２．添付書類

	個人の場合	✓	法人の場合	✓
申請者について	・住民票		・定款の写し	
	・申請人の経歴書（写真付）			
	・身分（身元）証明書			
主任技術者について	・主任技術者の免状の写し			
	・経歴書（写真付き）			
	・雇用関係を証する書類の写し			
店舗について	・店舗等の所在地地図			
	・機械器具等の写真			
	・所在市町村税の納税証明書			
	・県税の納税証明書			
	・従業員名簿			
	・配管技工有資格者の資格証の写し			

※法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書の提出は不要となりました。

※本チェックリストは提出不要です。提出時の確認にご利用ください。

Ⅱ．指定までの流れ



※手数料：指定手数料30,000円＋指定事業者証交付手数料3,000円＝計　33,000円

Ⅲ．その他

（１）指定内容に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」を提出

（２）廃止・休止・再開する場合は様式第11「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出

（３）主任技術者の変更があった場合は様式第３「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出

「指定給水装置工事事業者」の指定更新手続きについて

Ⅰ．提出書類

様式	名称等	✓
様式第１	○指定給水装置工事事業者指定申請書	
様式第２	○誓約書	
別表	○機械器具調書　（以下の機械器具等を有すること）	
	・管切断用機械器具（金切りのこ等）	
	・加工用機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）	
	・接合用機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）	
	・水圧テストポンプ等	
	○指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項書	
	○主任技術者の免状の写し	
	○定款（法人の場合）	
	○住民票（個人の場合）	

※法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書は提出不要となりました。

※本チェックリストは提出不要です。提出時の確認にご利用ください。

Ⅱ．更新手数料

手数料：10,000円　※複数事業者に更新の通知を送付するため全事業者の更新書類の確認ができ次第、納付書を発送します。

Ⅲ.その他

(1)指定内容に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」を提出。

(2)廃止・休止・再開する場合は様式第11「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出。

(3)主任技術者の変更があった場合は様式第3「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出。

「指定給水装置工事事業者」の指定事項の変更について

Ⅰ．変更届の提出が必要な指定事項

・事業所の名称及び所在地
・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・法人にあっては、役員の氏名
・主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

Ⅱ．提出期間

◎指定事項の変更があってから30日以内

Ⅲ．提出書類

（ⅰ） 共通

様式等	名称等	✓
様式第10	○指定事項変更届出書	

（ⅱ） 事業所の氏名・所在地の変更

	○大河原町指定給水装置工事事業者証	
	○定款の写し（法人の場合）	
	○住民票（個人の場合）	

（ⅲ） 代表者又は代表者の氏名の変更

	○大河原町指定給水装置工事事業者証	
様式第２	○誓約書	
	○定款の写し（法人の場合）	
	○住民票の写し	

（ⅳ） 役員の変更・追加・氏名の変更

様式第２	○誓約書	

※法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書は提出不要となりました。

※本チェックリストは提出不要です。提出時の確認にご利用ください。

Ⅳ.その他

(1)廃止・休止・再開する場合は様式第11「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出。

(2)主任技術者の変更があった場合は様式第3「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出。

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」について

Ⅰ．提出期間

主任技術者が欠けるに至った日から14日以内

主任技術者を選任・解任した場合、遅滞なく（30日程度）

Ⅱ．提出書類

様式	名称等	✓
様式第３	○給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	
	○主任技術者の免状の写し（選任の場合）	

※解任の場合は届出書のみご提出ください。

※主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」をご提出ください。

※本チェックリストは提出不要です。提出時の確認にご利用ください。

Ⅲ.その他

(1)指定内容に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」を提出。

(2)廃止・休止・再開する場合は様式第11「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出。

「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」について

Ⅰ．申請期限

事業を廃止・休止した日から30日以内、事業を再開した日から10日以内

Ⅱ．提出書類

様式	名称等	✓
様式第11	○指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	
	○大河原町指定給水装置工事事業者証(廃止・休止の場合)	

※本チェックリストは提出不要です。提出時の確認にご利用ください。

Ⅲ．その他

(1)指定内容に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」を提出。

(3)主任技術者の変更があった場合は様式第3「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出。